

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富岡市長は、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

群馬県 富岡市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務
②事務の概要	身体障害者手帳の交付等の事務及び精神障害者保健福祉手帳の交付・変更・返還・再交付等の事務を行う。
③システムの名称	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番11、14
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 項番15、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、116
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富岡市 総務部 総務課 〒370-2392 群馬県富岡市富岡1460番地1 0274-62-1511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富岡市 健康福祉部 福祉課 〒370-2392 群馬県富岡市富岡1460番地1 0274-62-1511

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	リスク対策	旧様式	新様式	事後	新様式による追加
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署	福祉課長 佐藤正和	課長	事後	人事異動
令和1年6月28日	評価書名	身体障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付等に関する事務 基礎項目評価書	事後	記載内容の見直し
令和1年6月28日	個人のプライバシーの権利利益の保護の宣言	富岡市長は、身体障害者手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	富岡市長は、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	記載内容の見直し
令和1年6月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	身体障害者手帳交付に関する事務	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務	事後	記載内容の見直し
令和1年6月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	身体障害者福祉法等に基づき、身体障害者手帳の交付等の事務を行う。 特定個人ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請書や届出書の記載内容の確認 ②手帳情報の確認 ③進達事務 ④手帳移管業務に必要な各種情報の照会	身体障害者手帳の交付等の事務及び精神障害者保健福祉手帳の交付・変更・返還・再交付等の事務を行う。	事後	記載内容の見直し
令和1年6月28日	3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番11	番号法第9条第1項 別表第一 項番11、14	事後	記載内容の見直し
令和1年6月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 項番15、16、27、28、31、54、55、56-2、57、79、106、116	番号法第19条第7号 別表第二 項番15、16、16-2、20、27、28、31、54、55、56-2、57、79、85-2、106、116	事後	記載内容の見直し
令和1年6月28日	7. 特定個人情報の開示・訂正・停止請求 請求先	富岡市 健康福祉部 福祉課 〒370-2392 群馬県富岡市富岡1460番地1 0274-62-1511	富岡市 総務部 総務課 〒370-2392 群馬県富岡市富岡1460番地1 0274-62-1511	事後	記載内容の見直し
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 項番15、16、16-2、20、27、28、31、54、55、56-2、57、79、85-2、106、116	番号法第19条第8号 別表第二 項番15、16、16-2、20、27、28、31、54、55、56-2、57、79、85-2、106、116	事後	記載内容の見直し